

群馬県消費生活問題審議会（平成27年度第1回） 開催結果  
事務局 消費生活課

1 日時

平成27年7月29日（水） 午後2時00分～4時00分

2 場所

群馬県庁29階 第一特別会議室

3 出席者

委員（14名中12名出席）

神山 一成 日本銀行前橋支店長

小此木 清 弁護士

市川 祥子 県立女子大学文学部教授

御山 まゆみ 株式会社上毛新聞社営業局編集部課長・副参事

木下 啓江 群馬県くらしの会連絡協議会副会長

八田 直樹 群馬県生活協同組合連合会専務理事

大木 洵人 公募委員（シェアリンググループ代表）

清水 裕幸 公募委員（行政書士）

堀口 純子 公募委員（国民生活センター）

池田 隆政 群馬県農業協同組合中央会専務理事

遠藤 秀子 群馬県商工会女性部連合会会長

高川 新一 株式会社ベイスシア品質管理部長

4 配布資料

- ・次第
- ・資料1 群馬県消費者行政推進本部からの検証結果（自己評価）報告
- ・資料2 群馬県消費者基本計画に基づく計画評価（第三者評価）案について
- ・資料3 平成26年度事業報告及び平成27年度消費者施策について

5 議題

- （1）群馬県消費生活問題審議会会長の互選について
- （2）群馬県消費者基本計画の進行管理（第三者評価）について
- （3）その他（平成26年度事業報告及び平成27年度消費者施策について）

6 委員の主な意見等

- （1）について

上記協議事項について委員から、神山一成委員を会長に推薦する意見があった。

(2) について

〈事務局説明〉

上記協議事項について、配布資料により消費者基本計画の平成 26 年度実績（自己評価）に対する審議会としての評価（第三者評価）案について説明を行った。

〈委員からの主な意見・発言等〉

○委員

4 番の消費者被害防止出前講座実施回数と 5 番の消費教育出前講座実施回数については回数が増えていてよいと思うが、これの実施回数が指標になるためには実施がどのような形で行われているかという中身のところが重要だ。

○事務局

内容については、一例だが、本県で作製した啓発の DVD の映像を流させていただいた上で、個別の事案について、具体的事例の紹介や年代別の注意点などを職員もしくは消費生活相談員が出向いてお伝えしている。

○委員

毎日のごとく高齢者の消費者被害、特に多額な被害が出ている。そういった中で、消費者の自立、高齢消費者の自立の支援である、4 番の問題であるとか、被害の防止・救済である 10 番、12 番のところは毎年のごとく同じような内容で行われていて、効果の点においては、高齢者被害は増大しているという結果がでている。

根本的なところをもう一度考え直して行かなければいけないのではないか。

具体的に、例えば 10 番の高齢者被害消費者被害防止・救済を見ると、事業者との連携というようなかたちが問われているわけだが、本来、高齢者の被害の根本的原因というのは、認知症が出てきたりして、そういった医療や介護や福祉関係者との連携というものが非常に大事だ。そういった視点が、抜けているのではないか。

高齢者の消費者被害があるのであれば、消費生活課と介護高齢課というのは密接な連携を持っていただかなければ解決しない問題だろうと思う。

○事務局

特殊詐欺対策にあわせてこの高齢者の消費者被害も防止も目的として、今年の 5 月に、県振り込め詐欺等根絶協議会を作った。高齢者を振り込め詐欺や悪質商法の被害から守るために、県内の事業者の方、民間団体の方にご協力をいただいて、見守りや声かけをしていただくという取組を始めたところである。

○委員

「障害をもつ消費者の自立支援として」というところが我々の評価案としてでているが、実際に資料 1 を見ても、知的ダイケアクリニックへの出前講座というのが初めて実施、実際にそれが依頼が継続している、というのが書かれているので初めての試みに対して、実際向こうからも依頼が来ているというのは評価すべきことかなとは思う。

ここで継続を止めてしまうのではなく、実績を積み重ねて行ってもらえればと思う。

メルマガという手法がだいぶ正直陳腐化してきている、というようなことがある。

ただ、指標がメルマガになっているので、それに対して、案のところに、改善点を踏まえて内容の充実を図ってください、というところに、今後改善点を踏まえ配信方法等に関して充実を図ってください、ですとか、改善を考えてください、といったものに変えた方がいいのではないかな。

また、メルマガというものを、今受けている人の中には正直若い人はいないと思う。

逆に言ったら高齢者の方もいらっしゃらないということで、登録している人の年齢層とか性質っていうのが、ある程度特定できるはずである。

今、パソコンのメルマガを登録している人というのはある程度特定できると思うので、ターゲティング広告などと言うが、いわゆる相手の人が一番かかりやすいであろうという様なものに内容を絞って、お送りするのが一番適切なのではないかな。

「内容の充実」というところを、内容を絞って、だとか、届ける相手の人に合った内容を配信する、という文章に変えた方が、よりの確なのではないかな。

#### ○事務局

出前講座という受け身の体勢でなので、今後、この出前講座をいかに県民の皆さんに知っていただくかというPRにかかって来ていると思っている。

ご活用いただくためのPRを、もっといろんな機会を通じて行って行きたい。

メルマガについては、読者を増やしていく努力もすると同時に、新しい情報発信方法を考えて行きたい。そして、発信内容については、読者をよく分析させていただき、一番役に立つ情報を提供していくようにしたい。

#### ○委員

例えばマルチ商法などだと、知人友人から誘われて、自分が被害者となる。

ただし、その被害者になったとしても、また新たな知人友人を誘っていくことによって加害者になるということもある。

このように、様々な場面で思いがけず自分が加害者になってしまうことがあるという視点での啓発を行うことが必要と思う。

このことから、4番の消費者被害防止出前講座について、審議会の評価案のところ、又はその出前講座の内容のところ、今後その加害者にならないため、というのを入らせていただくことが必要ではないかな。

相談をすることは自分のためだけではなく今後の被害を防止するため、他の被害者のための相談になるんだ、というような視点を付け加えてはどうか。

#### ○事務局

出前講座は、様々な年代層を対象に、様々なテキストを使って行っているが、ご指摘いただいた点についても、若者中心に特に強調していきたい。

### (3) について

上記報告事項について、配布資料により事務局から説明を行った。

〈委員からの主な意見・発言等〉

特になし。

## 7 結論

- (1) について、全員異議無く、神山一成委員を審議会会長とすることを決定した。
- (2) について、審議会での意見を踏まえつつ、事務局において評価案の修正を図り、再度委員に示すことを決定した。
- (3) 特になし